

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀県

* 給与の差異については、扶養手当、住居手当等を含んだ給与で比較している。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.2%
全職員	89.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.6%
31～35年	96.6%
26～30年	99.7%
21～25年	93.3%
16～20年	94.5%
11～15年	90.5%
6～10年	94.2%
1～5年	95.0%

【説明欄】

女性の給与が男性の給与を下回っているが、この差異が生じた要因として、次のことが考えられる。

- ・令和7年度の扶養手当受給者の約89%、住居手当受給者の約67%が男性職員である。
- ・勤続年数別においては、勤続年数11～15年における男女の差異が大きい。一方で、近年の女性採用数の増加により、任期の定めのない女性職員のうち、勤続年数10年以下の職員が約半数となっており、相対的に給与水準が低い層に女性が多くなっていることから、全体として男女の差異に影響を与えている。

(補足)

- ・「任期の定めのない常勤職員」のうち、令和7年度中に育児休業・部分休業・育児短時間勤務を取得した職員については、全体の算出値に与える影響の大きさを考慮し、対象から除いている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、実際の勤務時間を考慮し、パートタイム再任用職員は0.7人、パートタイム会計年度任用職員は0.8人としてカウントしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。